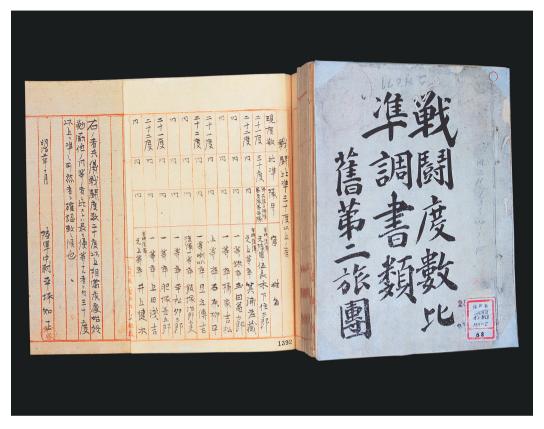
史 料 紹 介

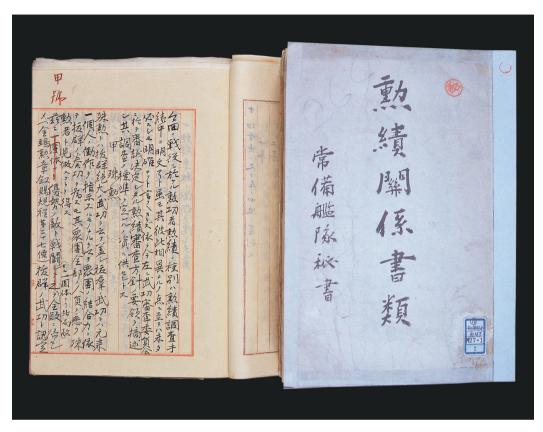


戦闘度数比準調書類

ここに掲げた「戦闘度数比準調書類」は、西南戦争後、第2旅団各兵士の武功を顕彰するための基礎資料として作成された。同旅団は近衛歩兵第1連隊を中心に編成された混成旅団であり、西南戦争の開始から終結まで、熊本城攻防戦、田原坂の戦い、城山攻撃等の戦闘に参加した。

本史料では、戦闘参加回数を基準に武功の序列化を行っている。もっとも、参加回数 のみで武功を認定することは困難であり、そのため各人の奮闘、勇進あるいは負傷によ る後送等特筆すべき事情についても付言して序列の公平化に努めている。

明治 10 年に約 7 ヵ月にわたって戦われた西南戦争は佐賀の乱、熊本神風連の乱など明治初期に続発した士族の反乱の掉尾を飾り、日本が近代国家に脱皮する転換点であった。すでに明治 6 年 1 月、徴兵令の発布により国民皆兵の新兵制が動き出していた。西南戦争にあって政府軍の主力を成したのは、主としてこれら農民出身の兵士たちであった(本誌 $50 \sim 55$ 頁参照)。



日清戦争の武功顕彰

軍事的な功績に限定した金鵄勲章は明治 23 年にその制度が定められ、明治 27 年に 勃発した日清戦争ではじめて実際に適用されることとなった。勲章を授与すべき武功の 対象は卓越した作戦計画の立案、抜群の用兵、危険を冒しての任務遂行など戦勝に直接 貢献した作戦戦闘関係だけでなく後方業務にも及び、武功に対する目配りは周到であった。

ここに掲げた「勳績関係書類」は、日清戦争後、海軍における武功調査を進める手続を定めたものであり、時の海軍大臣西郷従道から基本的な要領が示された。武功の種類は金鵄勲章に価する「殊勲」など4段階に分けられ、調査のため専門の委員が指名された。

海軍における「武功」は、その特性からであろう、海戦勝利をもたらした艦隊指揮に重きが置かれた場合が多い。たとえば威海衛海戦において清国艦撃沈に功あった砲員に対する顕彰など、戦術技量に関し、抜群であるとの認定も行われている(本誌 $55\sim61$ 頁参照)。



軍艦「三笠」爆沈に関する史料

1905 (明治 38) 年に発生した軍艦「三笠」の爆沈事故に関する公的史料は、この防衛研究所図書館所蔵「明治三十八年 軍艦三笠罹災関係」に編綴されている。本史料は、当時の海軍省が当該事故に関する書類を二分冊にまとめたものであり、第一分冊は事故当時の報告電報や現場調査関係史料、上掲の第二分冊は査問会による事故調査報告である「査定書」や関係人調書で構成されている。

日露戦争の講和条約締結直後に、この戦争を勝利に導いた殊勲艦を襲った大惨事は、日本海軍における最初の爆沈事故として記録されるが、本史料から、事後処理に対応した海軍当局の困惑と苦悩を読みとることができる。この当時の事故調査に関しては、技術的にも、また制度的にも未熟な段階にあって、調査は「爆發ノ原因ハ人為的ニアラスシテ后部六吋彈火藥庫内ニ格納シアリタル火藥若ハ火工品ノ自發ニ起因セルモノト認定」(明治38年10月14日連合艦隊司令長官東郷平八郎から海軍大臣山本権兵衛あての進達)され、「起火ノ原因ハ紐状火藥ノ自燃ニ在リト認ムル」(明治39年11月9日佐世保鎮守府司令長官有馬新一から海軍大臣斉藤実あての意見具申)として正式に報告されて終結した。

しかし、本事故の原因については、後年になってから人為的要因が示唆されており、「三 笠」事故査問会が調査を十分に行なわなかったことが、以後に続発した同種事故の嚆矢 となった可能性を指摘することができる(本誌 $69 \sim 72$ 頁参照)。



軍艦「日進」火薬庫爆発に関する史料

1912 (大正元) 年に軍艦「日進」であった、火薬庫の爆発事故に関する公的史料は、事故の査定書を中心に、この防衛研究所図書館所蔵「大正二年 公文備考 巻二十四」に編綴されている。この「公文備考」とは、海軍省官房が年度ごとに、部内の報告、訓示及び往復書簡等の公文書をまとめた史料であり、法令、人事や兵器、災害というように、省内部局の担当項目別に区分されていた。

「三笠」以後に続発していた軍艦の重大事故にあって、「日進」の事故は比較的軽微な 損害にとどまったこともあって、十分な調査が行われないまま、事故の原因は、「紐状 火薬ニ起リ得べキ自然的変質ニ基ク燃焼」(史料 728 - 729 頁) として処理された。

しかし、この事故は、その数ヶ月後に全く意外な結末を迎えることとなる。その理由(原因)は、別の殺人事件の被疑者として検挙され、舞鶴鎮守府軍法会議で死刑判決を宣告された、元「日進」乗組員の自白だった。事故査問会の報告内容に反し、「日進」の事故原因は、同人の犯罪行為にあったことが判明したのである。「三笠」以来の事故調査で、その原因を究明できなかった大きな要因として、責任の所在を曖昧にする海軍の体質的問題が挙げられる。一例として、「日進」事故査問会が、この事故を「人力ノ防止スル能ハサリシモノナルガ故ニ何等責任ヲ問フベキモノナシ」(史料 729 頁)と査定したことが、このことを如実に物語っている。(本誌 72 ~ 74 頁参照)。